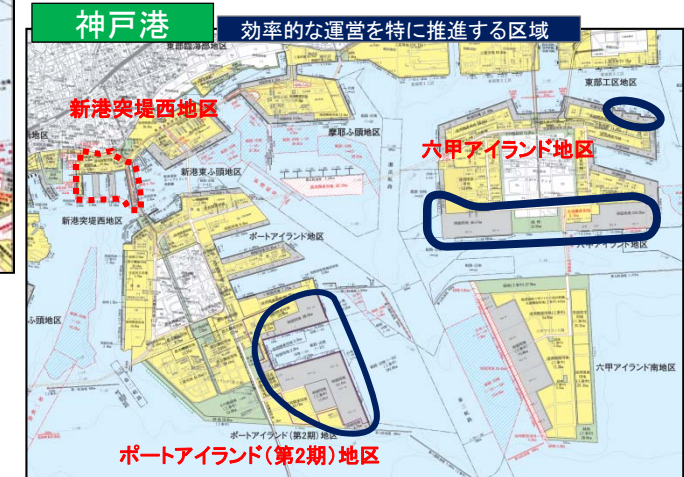
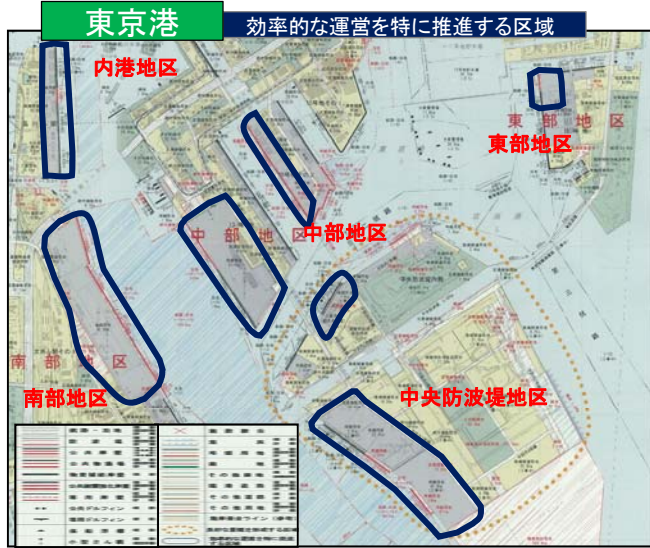


港湾運営会社に係る港湾計画の一部変更（京浜港、阪神港、伊勢湾）

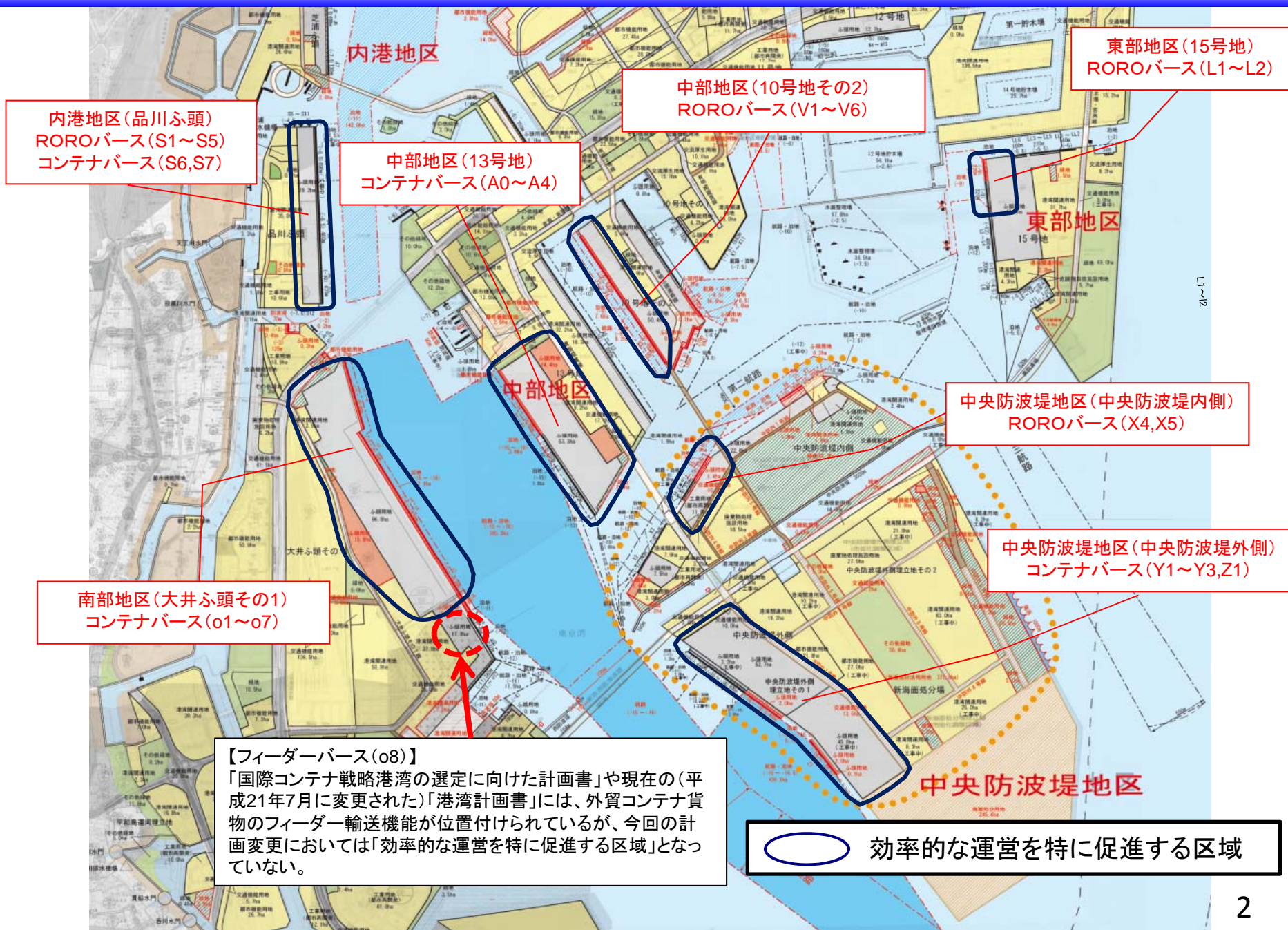
平成23年12月8日
交通政策審議会
第47回港湾分科会
資料 1-2②



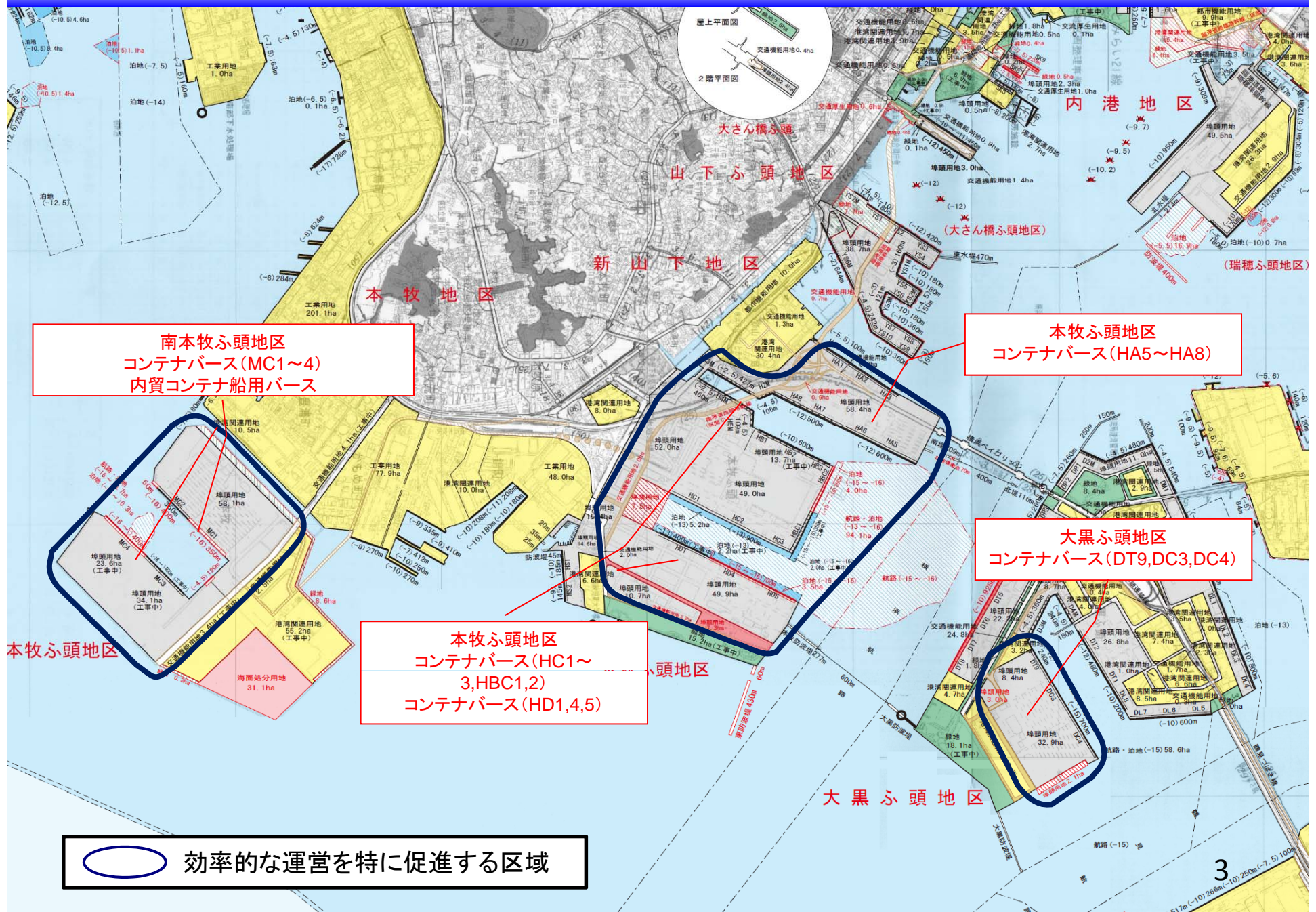
効率的な運営を特に促進する区域

利用形態の見直しの検討が必要な区域

東京港 港湾計画 一部変更



横浜港 港湾計画 一部変更

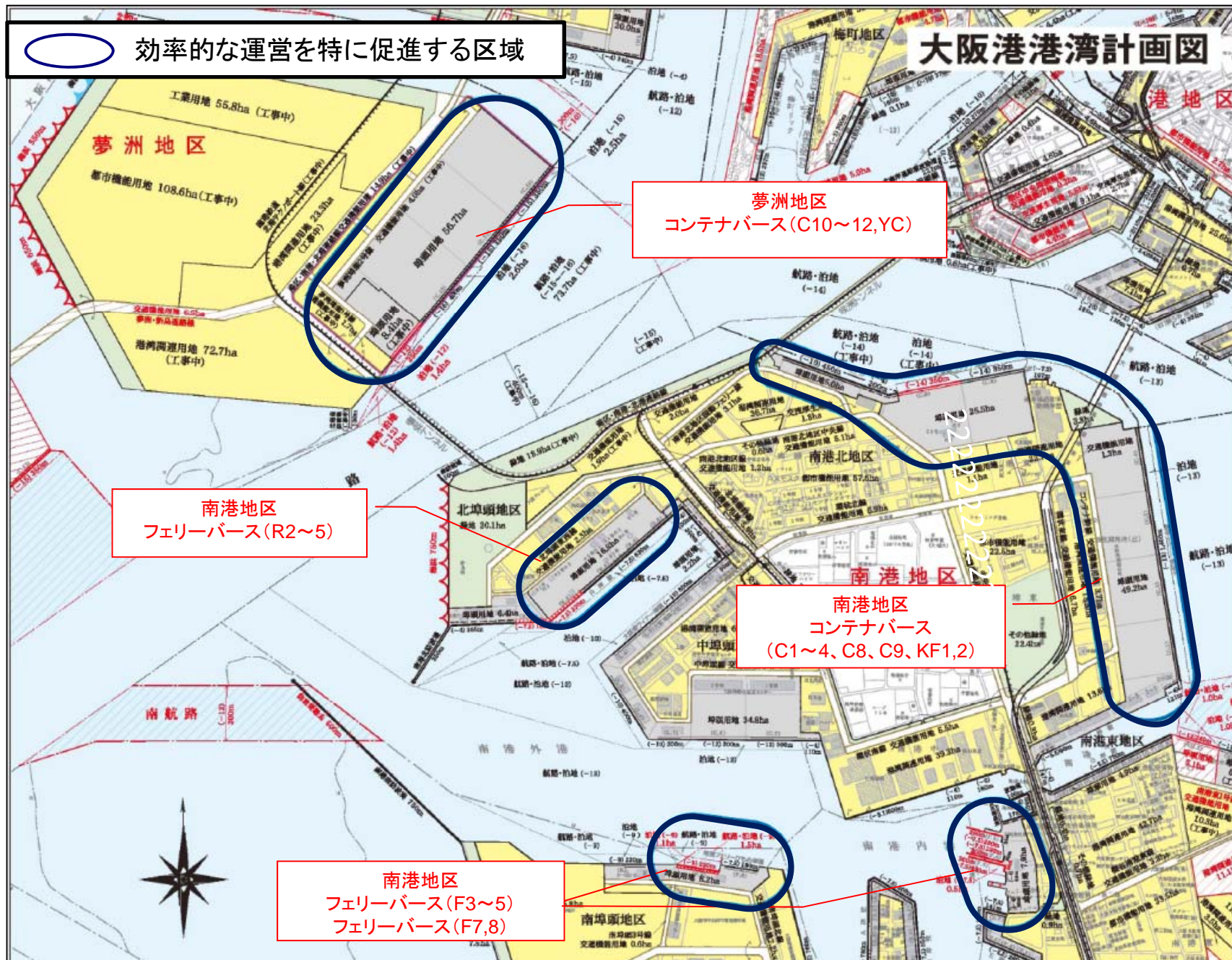


効率的な運営を特に促進する区域

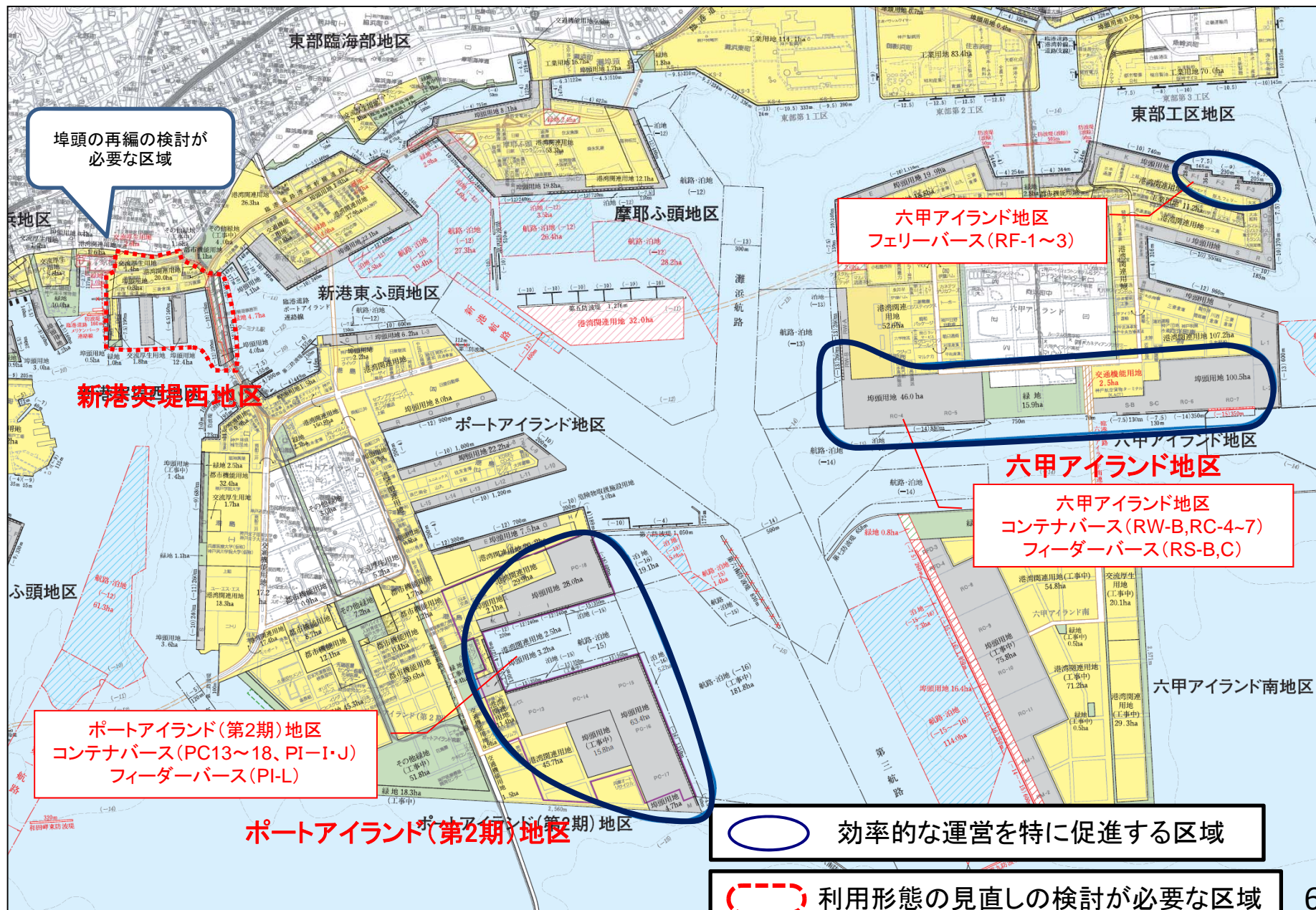
川崎港 港湾計画 一部変更



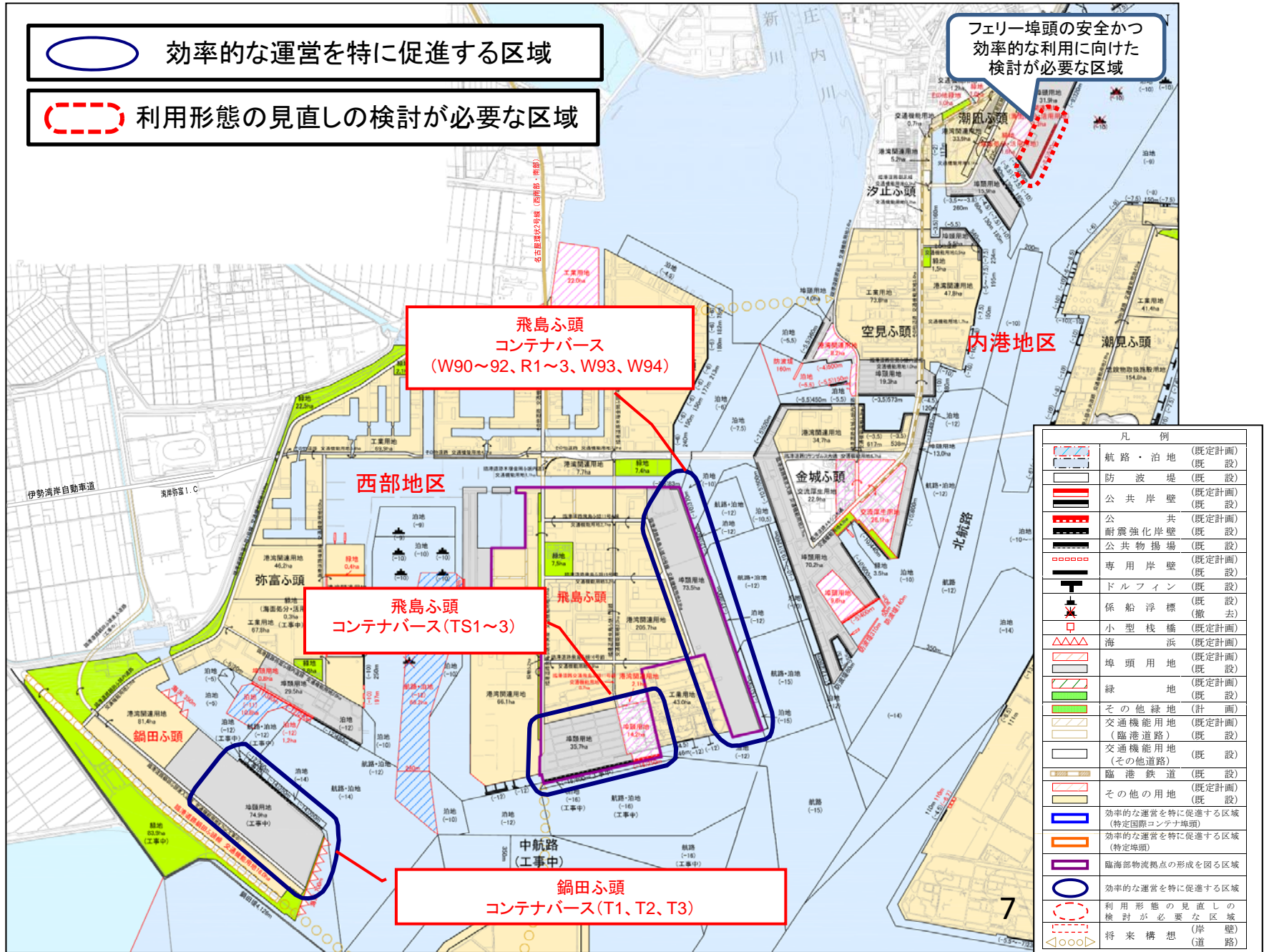
大阪港 港湾計画 一部変更



神戸港 港湾計画 一部変更



名古屋港 港湾計画 一部変更



四日市港 港湾計画 一部変更



霞ヶ浦地区(北ふ頭)
コンテナバース(W80~W82)

霞ヶ浦地区(南ふ頭)
コンテナバース(W26,W27)

効率的な運営を特に促進する区域

確認の視点

確認事項	国としての確認の視点 基本方針※
港湾の効率的な運営に関する事項	<p>VI 港湾の効率的な運営</p> <p>1 民間能力の活用による港湾運営の効率化 (前略)</p> <p>特に、国際海上コンテナ輸送においては、船舶の大型化の進行とともに、アジア域内での貨物量の急激な増加を背景に、基幹航路の維持・拡大を巡り、東アジアにおいて港湾間の国際競争が激化しており、戦略的な港湾運営が極めて重要となってきた。</p> <p>我が国港湾においても、このような環境変化に対応するために、今後は、現行の運営体制の効率化を図るだけでなく、<u>民の視点を導入して、積極的なポートセールスによる集荷力の強化及び低廉で質の高い港湾サービスの提供等に取り組んでいくことが特に求められる。</u>さらに、<u>国際海上コンテナ輸送においては東アジア諸国の港湾との国際競争に対応するため、複数の港湾管理者にまたがる国際戦略港湾を一体的かつ効率的に運営していくことも求められる。</u></p> <p>我が国港湾においては、埠頭運営をはじめとする多様な業務活動が官民により様々な形で実施されており、その運営の効率化に民の視点を取り込んだ制度として、港湾運営会社制度をはじめ、PFIに係る制度、特定埠頭に係る制度、指定管理者制度等が整備されており、地域における産業や経済の実情等の港湾を取り巻く状況を勘案しながら、これらの制度を活用し、我が国においても民間の能力を活用した港湾運営の効率化を進める。</p> <p><u>港湾運営会社制度により港湾運営の効率化を図るため、港湾運営に係る業務を一元的に担う港湾運営会社と港湾計画の作成、臨港地区内の構築物規制等の港湾管理を行う港湾管理者との連携を確保するとともに、貨物取扱量や利用状況などの運営に係るデータや財務に関する情報等の適宜・適切な開示、港湾運営について民間のガバナンスが十分に発揮されるための民間資本の参加、組織・経営体制の整備等を進める。</u></p> <p>(後略)</p>

※港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(平成23年9月15日施行)